

愛知県立豊橋商業高等学校いじめ防止基本方針



I いじめの防止についての基本的な考え方

校訓「以信為本（信を以て本と為す）」の精神に則り、心身ともに健康な学校生活を送り、誰からも信頼・信用される生徒の育成に力を注ぐ。そのためには、著しく人権を脅かすいじめは、絶対にあってはならない行為であり、恥ずべき行為である。

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの子どもでも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たっていきます。

何より学校は、児童生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切です。児童生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいきます。また、実体験の乏しい児童生徒が、さまざまな体験活動等を通して人間的に成長できる取組の充実を図ります。

II いじめ防止対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「学年連絡会（いじめ・不登校対策委員会）」を設置する。

(1)「学年連絡会（いじめ・不登校対策委員会）」について

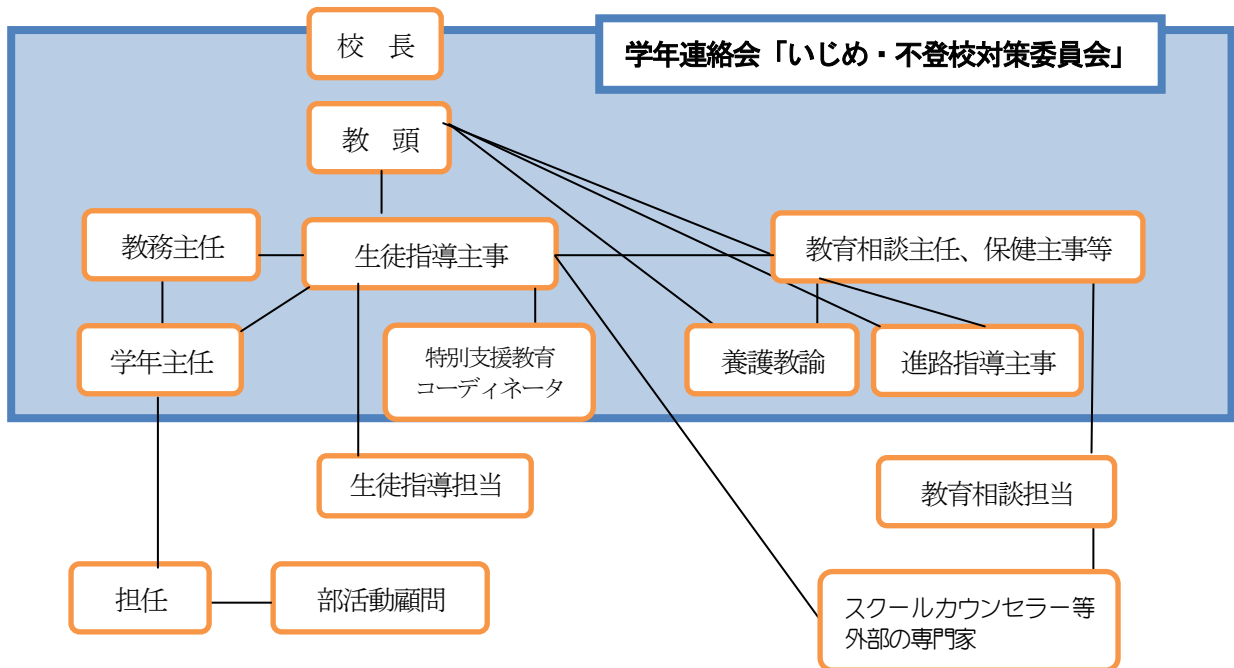
ア 委員会のメンバー

校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導部副主事、教務主任、進路指導主事、学年主任、教育相談部主任、養護教諭、
(必要に応じて、スクールカウンセラー等外部の専門家を加える。)

イ 指導・支援チーム

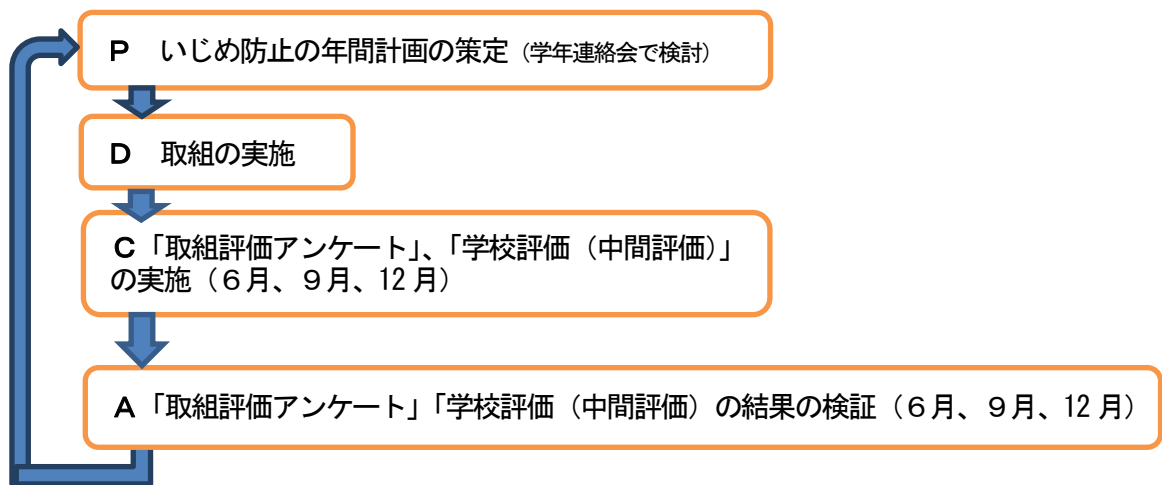
委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行わせる。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員（教育情報部主任）を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

【組織図】



(2) 「学年連絡会（いじめ・不登校対策委員会）」の役割や機能等

ア 取組の検証（PDCAサイクル）



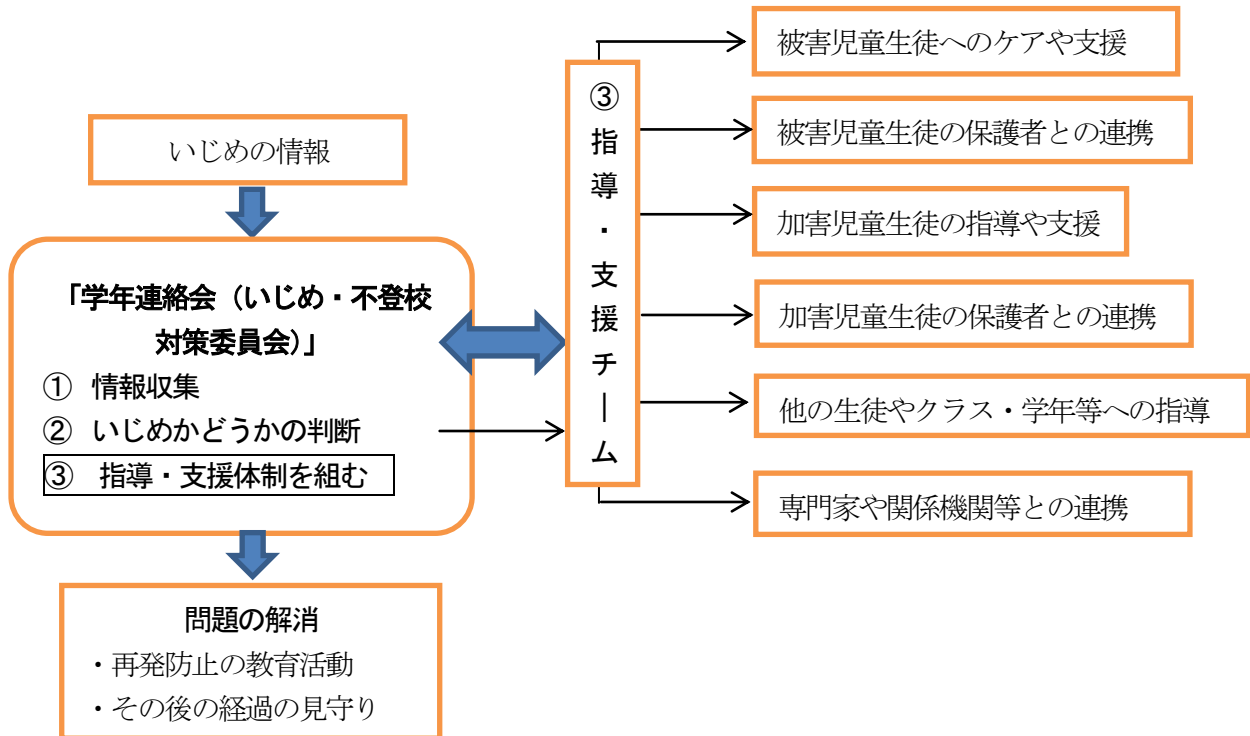
イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・「学年連絡会（いじめ・不登校対策委員会）」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ・現職研修で、年2回「いじめ・不登校」をテーマとした講話やケーススタディを実施する。
- ・学年連絡会において生徒の情報をまとめ、学年主任等を通じ、情報の共有化を迅速に行う。

ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



オ 重大事態への対応

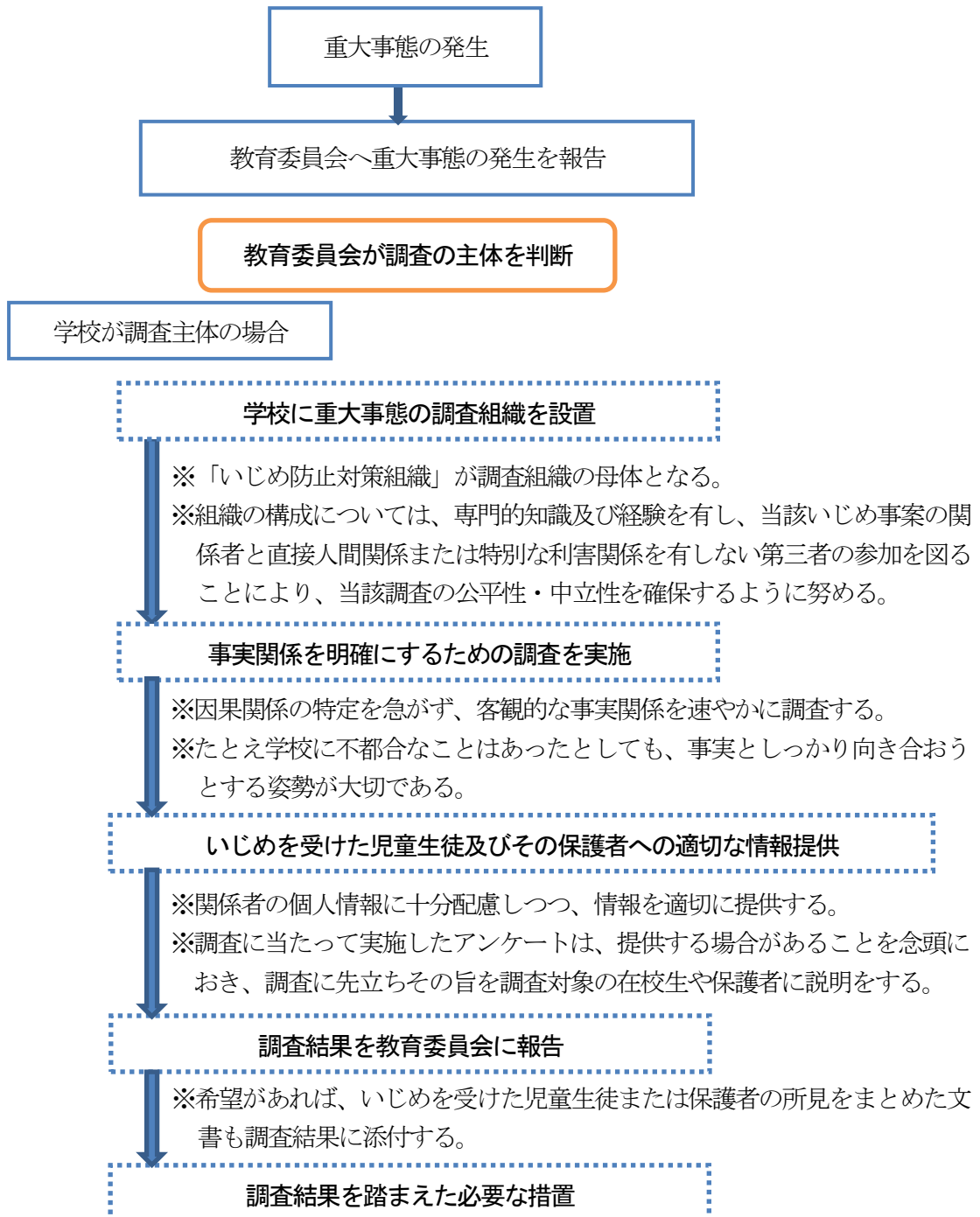
重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、「学年連絡会（いじめ・不登校対策委員会）」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

【文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」より

(注) 重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



Ⅲ いじめの防止等に関する具体的な取組について

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切にかつ迅速に対応できる力を養う。
- イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。
- ウ 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。
- エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- オ 地域や生徒に対し「開かれた学校」づくりを推進することで、いじめの早期発見に努める。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 教職員は、児童生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。
- イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「学年連絡会（いじめ・不登校対策委員会）」に報告をし、組織的に対応する。
- ウ 定期的な「生活実態アンケート調査」（年1回：記名式）の実施や教育相談の充実を図る。
- エ 年度当初の教育相談部の1分間面接、各学期における担任面接を効果的に利用し、生徒の状況把握に努める。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「学年連絡会（いじめ・不登校対策委員会）」で組織的に対応する。
- イ 被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。場合によっては、特別指導を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育（商業科目内での指導、教育情報部からの情報発信）の充実を図る。

(取組の年間計画)

	未然防止の取組	早期発見の取組	「学年会 (いじめ・不登校対策委員会)」の動き	保護者・地域との連携
4月	○健康調査、クレペリン検査の実施【全学年】(保)(相) ○相談室やSCの周知【全学年】(相) ○担任面接週間【全学年】(学)(相) ○新入生オリエンテーション【1学年】(学)		○中学校からの情報収集 ○学年、教育相談部からの情報収集	○登校時校門指導
5月	○1分間面接週間【1学年】(相) ○校内巡回指導の実施【全学年】(生)(学) ○情報モラルの指導【1学年】(科)	○校内教育相談研究会 ○クレペリン検査説明会 ○面接相談	○現職研修①(講話) ○学年連絡会	○ごみゼロ運動
6月	○保護者会でいじめに関する取組みの周知【全学年】(生)(学) ○「心」をはぐくむ行事・・・養護学校との授業交流【全学年】(学)(教) ○進路面接(進)	○中高連絡会 ○指名相談	○全教職員対象の「取組評価アンケート」の実施→検証	○挨拶運動 ○学校評議委員会
7月	○校内巡回指導の実施【全学年】(生)(学) ○学年集会【全学年】(生)(学) ○防犯講話【全学年】(生)	○豊橋市内合同補導 ○面接相談	○学年連絡会	○交通安全指導 ○合同補導
8月	○ボランティア活動(2学年)(学)(教)			○学校評価アンケート(中学校教員)
9月	○担任面接週間【全学年】(学)(相) ○進路面接(進)	○面接相談 ○指名相談	○中間評価→検証	○学校評議員への学校行事・授業の公開 ○交通安全指導 ○登校時校門指導
10月	○校内巡回指導の実施【全学年】(生)(学) ○「心」をはぐくむ行事・・・豊学校との授業交流【全学年】(学)(教)	○面接相談	○現職研修②(ケーススタディ) ○学年連絡会	○文化祭バザー
11月	○ボランティア活動の実施【1、2学年】(生)(特)	○面接相談		○学校評価アンケート(保護者)
12月	○校内巡回指導の実施【全学年】(生)(学) ○人権・防犯講話【全学年】(生)	○豊橋市内合同補導 ○面接相談	○全教職員対象の「取組評価アンケート」の実施→	○合同補導 ○学校評議委員会

	○学年集会【全学年】(生)(学) ○生活実態アンケート調査の実施【全学年】(教)		検証 ○学年連絡会	○交通安全指導 ○挨拶運動
1月	○担任面接週間【全学年】(学)(相) ○進路面接(進)	○豊橋市内合同補導 ○指名面接		○登校時校門指導 ○合同補導
2月		○学年連絡会	○自己評価	
3月		○面接相談	○学校関係者評価の結果を検証し、「いじめ防止基本方針」の見直し ○各学年に申し送り	○学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を行う。

(教)…教務部 (生)…生徒指導部 (保)…保健厚生部 (進)…進路指導部
(学)…学年会 (科)…教科会 (相)…教育相談部

いじめ防止等の取組に基づいたまとめ方

	学校の方針	学校としての取組	保護者・地域との連携
未然防止	<p>ア 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。</p> <p>イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。</p> <p>ウ 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。</p> <p>エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。</p>	<p>○体験活動、インターンシップの充実【生徒指導部・進路指導部】</p> <p>○L Tの時間に道徳教育指導参考資料「明日を拓く」の活用した取組の実施【教務部・学年会】</p> <p>○「生活実態調査アンケート」(いじめアンケート)の実施【教務部・学年会】</p> <p>○個人面談の実施【各学年会】</p> <p>○1分間面接の実施【教育相談部】</p> <p>○進路面接の実施【進路指導部】</p> <p>○健康調査の実施【保健部】</p> <p>○クレペリン調査の実施【教育相談部】</p> <p>○人権週間での取組 →人権講話、作文・標語づくり【生徒指導部・学年会】</p> <p>○情報モラル教育【教育情報部・商業科】</p> <p>○学年集会【学年会・生徒指導部】</p>	<p>○年4回の交通安全指導(4月、7月、9月、12月)</p> <p>○保護者、中学校教員、学校評議員への学校行事・授業の公開</p> <p>○生徒、教職員、保護者と協同したボランティア活動等の実施(5月、10月:挨拶運動、5月:ゴミ0運動、10月:文化祭でのバザー活動等、など)</p> <p>○合同補導(4月、7月、11月、1月)</p>
早期発見	<p>ア 教職員は、児童生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。</p> <p>イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「学</p>	<p>○相談活動の周知(「相談だより」の発行…毎月1回)【教育相談部】</p> <p>○学年連絡会(年4回実施)【生徒指導部】</p>	

	<p>年連絡会（いじめ・不登校対策委員会）」に報告をし、組織的に対応する。</p> <p>ウ 定期的な「いじめアンケート調査」（年3回）の実施や教育相談の充実を図る。</p>	<p>○担任面接の実施（年3回…4月、9月、1月）【各学年会】</p>	
いじめに対する措置	<p>ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」で組織的に対応する。</p> <p>イ 被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。</p> <p>ウ 加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。</p> <p>エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。</p> <p>オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見逃ごさない、生み出さない集団づくりを行う。</p> <p>カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。</p>	<p>○いじめ事案に対して組織的に対応（Ⅱの（2）エ「いじめに対する措置（いじめ事案への対応）」参照）【「学年連絡会（いじめ・不登校対策委員会）」】</p>	<p>○保護者の協力を仰ぎながら、場合によっては緊急保護者会を開き、説明責任を果たす。</p>
点検・検証・見直し	<p>ア PDCA計画の実行により、職員全体に常に改善意識を持ち、検証してもらう。</p> <p>イ いじめに関する情報や生徒の人間関係などは、迅速にかつ漏れなく次年度に申し送りをし、情報の共有化を図る。</p>	<p>○全教職員対象の「取組評価アンケート」の実施（6月、12月）→その後、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、アンケート結果や取組の実施状況、進捗状況を検証する。→職員会議で報告をする。</p> <p>○学校評価の評価項目とし、「中間評価」（9月）及び「自己評価」（2月）を行い、「学年連絡会（いじめ・不登校対策委員会）」でその結果を検証する。</p>	<p>○学校関係者評価委員会（3月実施）で「自己評価」の評価を行う。</p>

平成26年2月27日